

山林についての相続税の納税猶予制度 《相続税》

一定面積以上の森林を自ら経営する森林所有者を対象に、森林経営計画が定められている区域内にある山林(林地・立木)を、その相続人が相続又は遺贈により一括して取得し、引き続き計画に基づいて経営を継続する場合は、相続税額のうち対象となる山林に係る部分の課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

また、相続人が死亡するまで計画に基づく経営を継続した場合、猶予された相続税の支払いは免除されます。(ただし、適用を受けるためには担保の提供が必要です。)

相 続

被 相 続 人

森林施業の集約化や路網整備等による林業経営の効率化(採算性の向上)を通じた効率的・安定的な林業経営の確立の取組み

継 続

相 続 人

引き続いて規模拡大(維持)、路網整備(維持)を図りつつ、計画に従った森林経営を継続

納税猶予で支援

対象となる山林

納税猶予制度の対象となる森林経営計画は、属人計画に限られます。

林 地

- 1 被相続人が所有山林の全てについて単独の森林経営計画の認定を受けているもの
- 2 施業及び路網整備を行う山林であること
- 3 上記1、2を満たす所有山林の面積が100ha以上であること(林班内の面積が5ha未満で周囲の計画対象森林と一体的な施業を行うことができない山林、市街化区域内の山林等は対象外) 等

立 木

上記の林地にある立木のうち、相続人が相続後、一定期間のうちに市町村森林整備計画に定める主伐可能な林齢に達しないもの

注：一定期間とは、相続人の相続時の年齢の平均余命年数(ただし、30年が上限)

被相続人の要件

- 1 所有山林の全てについて、森林経営計画の認定を連続して受け、計画に従って経営を行ってきたこと
- 2 相続までに後継者に係る農林水産大臣の確認を受けること

等

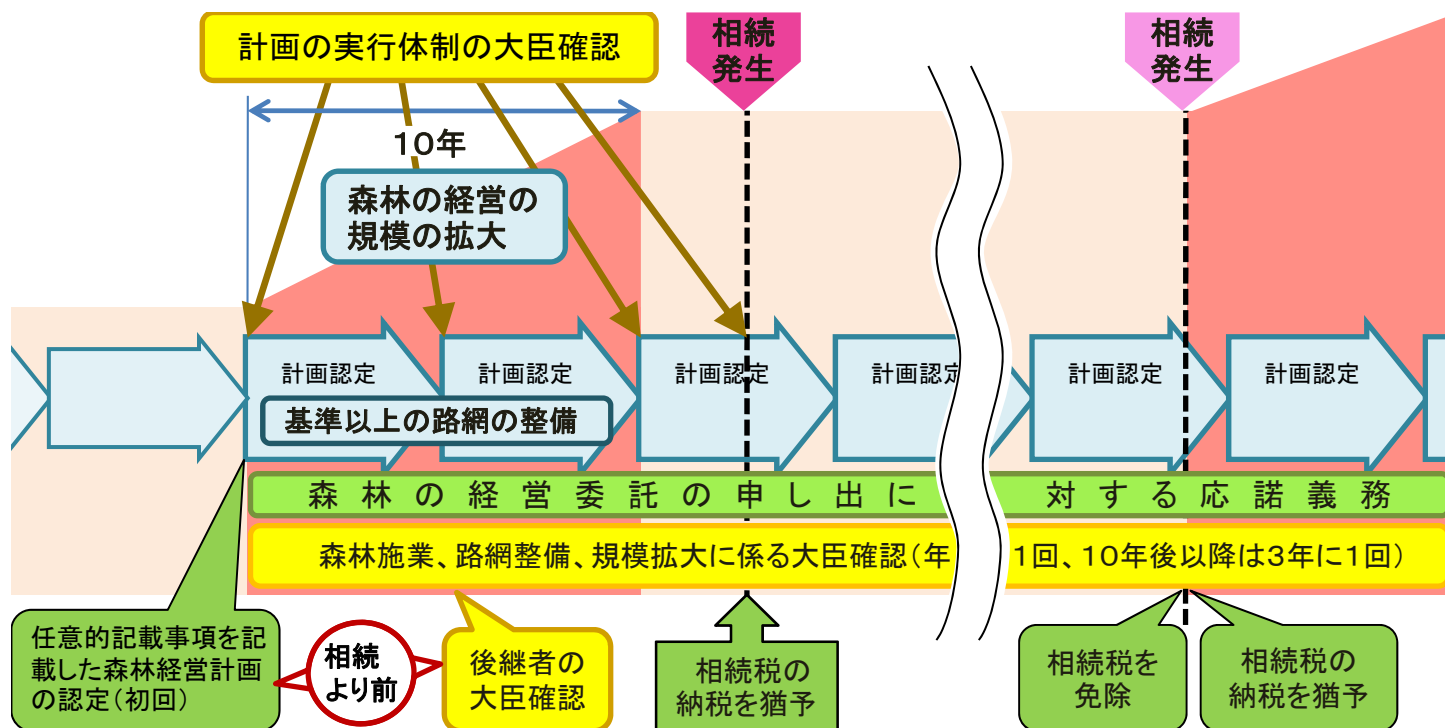
相 続

相続人の要件

- 1 被相続人の後継者として農林水産大臣の確認を受けた後継者であること
- 2 被相続人が森林経営計画に従って経営してきた所有山林の全てを相続すること
- 3 被相続人の森林経営計画を包括承継し、その後も計画認定を連続して受け、計画に従って経営を行うこと(相続以前に相続人の所有山林を対象として計画を樹立していた場合は、被相続人の所有山林を含めた計画として、計画の変更を行う。)

注：包括承継とは、被相続人に属していた権利義務が一括して相続人に継承されることをいう。

等



森林経営計画の認定

〔※注〕

- 1 認定後10年間に、森林経営の受託や森林の取得等により経営規模(施業及び路網整備を行う森林の面積)を30%以上(150haを上限)拡大すること
- 2 認定後10年間のうちに、路網整備が一定水準(市町村森林整備計画に定める基準密度以上)となるよう作業路網を整備(開設・維持)すること 等

※ 経営管理実施権が設定された民間事業者は、「森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」に含まれる。
 ※ 次々世代の相続から10年間についても同じ要件が課せられる。

森林経営計画の実施

- 1 森林経営計画に従った森林施業、森林経営の規模拡大、路網整備の実施及び市町村等への届出
- 2 森林経営計画の対象森林の所在する林班内の他の森林所有者からの経営委託の申出に応じること
- 3 森林経営計画の認定を受けてから10年経過後は、10年間で達成した経営規模・路網延長を維持するとともに、計画に従い伐採、造林、路網整備をすること 等

農林水産大臣の確認

- 1 被相続人が相続発生前に、被相続人の後継者について確認を受けること
- 2 認定前及び相続時に、計画の実行体制等の確認を受けること
- 3 当初認定後、毎年(初回認定から10年経過後は3年ごとに)、森林施業・規模拡大・路網整備の実施状況について確認を受けること

その他

- 1 納税猶予の適用を受けるためには、猶予税額に相当する担保の提供が必要です。
 - 2 相続人は、毎年(10年経過後は3年ごとに)森林施業・規模拡大・路網整備の実施状況について大臣確認を受け、税務署へ納税猶予の継続届出書を提出することが必要です。
 - 3 納税猶予されていた相続税は、相続人が死亡する時まで対象となる山林を所有し、かつ、引き続き計画に従い施業し続けた場合、免除されます。
 - 4 森林経営計画に従った山林の経営が行われていない場合等には、納税猶予の全額及び利子税を納付する必要があります。
 - 5 譲渡・転用等をした山林がある場合、対象山林の面積の2割までは、それらの評価額の割合に応じて猶予額及び利子税を納付し、2割を超える場合は、猶予税額の全額及び利子税を納付する必要があります。
- 〔※注〕 計画認定後にその計画の継続が困難となったとき、以下の場合には本制度の適用を継続することができます。
 身体障害等により経営の継続が困難となった場合には、推定相続人へ経営を委託することにより納税猶予を継続できます。
 災害等により規模拡大、路網整備が困難となった場合には、取組期間を15年間に延長することができます。

お問い合わせ先

林野庁 企画課 税制班 (代 表) 03-3502-8111 (内線) 6064
 (ダイヤルイン) 03-3502-8037

相続税の納税猶予に係る山林経営困難時の経営委託

相続税の納税猶予の適用を受けている人が、重度の障害により山林経営の継続が困難な状態となった場合には、推定相続人に山林の全部の経営を委託することにより納税猶予を継続できます。

障害の基準

・・・ 山林経営困難な状態とは、次の場合です(申告書の提出期限後に該当した場合に限ります)

- ア 精神障害者保健福祉手帳（障害等級が１級）の交付を受けている場合
- イ 身体障害者手帳（身体上の障害の程度が１級又は２級）の交付を受けている場合
- ウ 介護保険制度の被保険者証（要介護状態区分が５）の交付を受けている場合
- エ 以下の表の障害又は事由により山林の経営を行うことができなくなった故障として市町村長の認定を受けている場合

○ 認定の対象となる障害又は事由

障 害	視覚	両眼の視力が0.1以下
		周辺視野角度（Ⅰ／４視標による）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による）が56度以下、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下
	聴覚	両耳の聴力レベルが90デシベル以上
	平衡	平衡機能の著しい障害
	咀嚼 言語	咀嚼又は言語の機能を廃したもの
		咀嚼及び言語の機能の著しい障害
	精神等	精神、神経系統の機能又は胸腹部臓器の機能の著しい障害
	肢体	両腕又は両脚の全部又は一部の喪失
		片腕又は片脚の用を全廃したもの
		片腕の３大関節のうち、２関節の用を廃したもの
		両手の指又は両足の指の全部又は一部の喪失
		両手の親指、人指し指又は中指の用を廃したもの
		片手の親指及び人指し指の用を廃したもの
		親指又は人指し指を含めて片手の３指の用を廃したもの
		片脚の３大関節のうち、２関節の用を廃したもの
	体幹 脊柱	両足の足指の全部の用を廃したもの
		長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	重複	座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の体幹の機能の障害
		脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	老衰	身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合
	老衰	老衰により山林の経営を行う能力が著しく阻害されているもの
事 由	入院	１年以上の期間を要する入院
	施設への入所	救護施設
		認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（要介護認定又は要支援認定を受けている場合）
		介護老人保健施設、介護医療院
		障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練又は共同生活援助を行う事業に限ります。）を行う施設又は障害者支援施設